

報酬等の支給の基準を記載した書類

社会福祉法人 春和会定款（抜粋）

（評議員の報酬等）

第9条 評議員に対しては無報酬とする。

（役員及び会計監査人の報酬等）

第23条 理事及び監事に対しては無報酬とする。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。